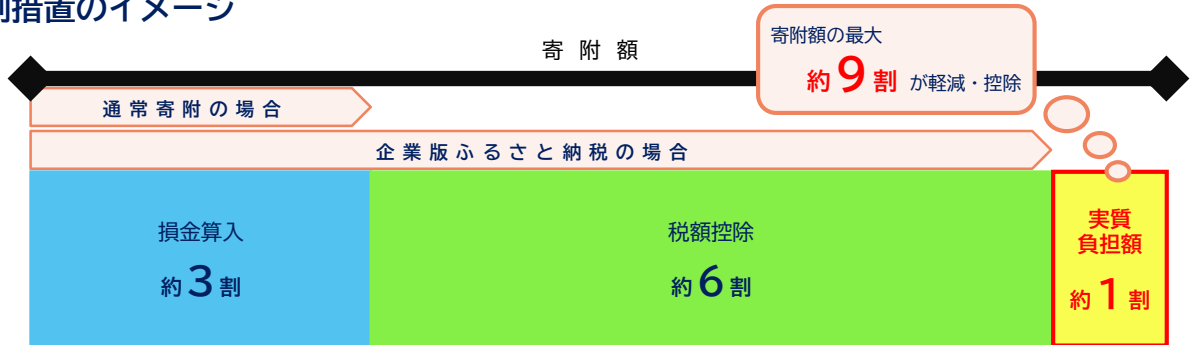




小田原市企業版ふるさと納税のご案内

- 本市が実施する地方創生に関する取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除の措置を受けることができます。
- この制度を活用して本市の取組を応援して下さる企業の皆さまを募集中です。

◇税制措置のイメージ



- ✓ 本社所在地が「小田原市」の企業からの寄附は本制度の対象外です。（寄附による税額控除なし）
- ✓ 1回あたりの寄附額は**10万円以上**です。
- ✓ 寄附を行うことへの対価として**経済的利益を受けることは禁止**されています。

◇手続きのながれ

① 寄附の申出

- 「寄附申出書」を市に提出
- 市が提出された「寄附申出書」の内容を確認後、企業へご連絡

② 寄附

- 企業の希望する方法に沿って寄附金の入金

③ 受領証・ベネフィットの受取

- 本市より寄附に関する受領証を送付
- 寄附額に応じて、希望するベネフィットの受取

④ 税申告

- 企業は③受領証を添えて、税申告の手続を実施

◇ベネフィット一覧

10万円
以上

- 市HPに企業名掲載
- 御礼状の送付

100万円
以上

- 感謝状の贈呈
- 市への視察の受入れ
- 寄附充当を希望する事業の担当所管との意見交換
- その他10万円～の寄附と同等のベネフィット

500万円
以上

- 市長との意見交換、記者会見の設定
- その他100万円～の寄附と同等のベネフィット

1,000万円
以上

- 国の褒章である紺綬褒章に推薦
- その他500万円～の寄附と同等のベネフィット

【問い合わせ先】

小田原市企画部企画政策課

TEL 0465-33-1255

Mail kikaku@city.odawara.kanagawa.jp

